第5回富士市まちづくり活動推進条例検討会議 議事録

日時: 平成 26年 10月 21日(火) 19:00~21:00

場所:市庁舎8階政策会議室

◎出席者(敬称略)

委 員 長:日詰 一幸(静岡大学教授)

副 委 員 長 : 小出 禮節(富士市町内会連合会会長)

委 員: 齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)

松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)

和久田 惠子(中部ブロック代表)

望月 恵子(東部ブロック代表) 松野 俊一(南部ブロック代表)

西森 共二(西部ブロック代表)

加藤 崧(北西部ブロック代表)

佐久間 恵 (一般公募委員)

今村 優子 (一般公募委員)

※欠席:石川委員(北部ブロック代表)、明石委員(一般公募委員)

オブザーバー : 加納 孝則(市民部長)

事 務 局: まちづくり課 7名

- 1 開会
- 2 市民憲章唱和
- 3 委員長挨拶
- 4 議事(進行:日詰委員長)
- (1) 項目の検討

※参考資料:(仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成(案)(資料No.1)

・項目2:条例の目的(資料No.2)

(委員長)

前回のことを少し振り返りたいと思います。全体の構成についての意見交換では、項目の 7, 8, 9番の順番を変更しようということになりましたので、今回の資料では、7番目としてまちづくり協議会の役割、8番目としてまちづくり協議会と市の役割分担、9番目としてまちづくり協議会の位置付け、と変更されています。このような構成が決まった中で、どこから内容の検討に入ろうかという時に、項目の 1番目の「前文」はいろいろな思いが交錯する部分ですので、できれば一番 後にさせていただけないかと私の方から提案させていただいて、皆様のご了解を得たというところでございます。そして、項目の 2番目の「条例の目的」について原案を元に意見交換をしました。そこで今日は、まず項目 2について検討していきたいと思います。では事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局) 資料の説明

(委員長)

項目 2 の「条例の目的」につきまして、前回委員の皆様からご意見をいただいたところを事務局で検討した 結果、このような案文ではどうだろうと提案をいただいております。何か皆様の方からご意見・ご質問があり ましたらお出しいただきたいと思います。

(日委員)

前回の話し合いの中で、中学生にも分かるような文章でという話が出ていたと思いますが、この文章はとても 難解だと思います。何度も読み返しまして、なぜ難解なのか考えたのですが、1 文になっていて、文章の中に動 詞が多く、それをつなぐために、「~するにあたり」「~するとともに」「~することにより」などが多用されて いることが原因だと思います。他市のものを見ても同じような感じなのですが、これは 1 文にしなくてはいけ ないものなのでしょうか?

(C委員)

私も同じことを思いました。これは 1 文にしないといけないのですか。

(委員長)

結局これは、法令の慣例的なスタイルです。句点で切るというのはほとんど例がないですね。

(C委員)

文を分けると分かりやすくなると思います。

(日委員)

これだと先が思いやられるという感じです。

(委員長)

そうなのですが、私どもの案を作ったとしても、基本的には法令審査の担当課で修正されるということになる かと思います。

(田委員)

やはり 1 文にしたほうがいいのでしょうか。

(委員長)

1 文にすると、もう少しコンパクトにするということになるだろうと思います。

(日委員)

いろいろ盛り込みたいのは分かりますが、ある程度省いてもいいのではないかと思います。「この条例は、地 区まちづくり活動に関して、市および市民の役割を明らかにするとともに、基本理念を定め、未来に向かって、 市民一人一人がつながり合い、支えあう、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」にしたらどう かと思います。なぜなら、「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援等に関し必要な事項を定める」というの は、「市及び市民等の役割を明らかにする」の中に含まれるのかと思ったからです。

(C委員)

「目指していく」という目的と、一番下の「目的」と、2 つ目的がありますので、これで分かりにくくなっていると思います。1 つ、市及び市民等の役割を明らかにする、1 つ、地区まちづくり活動の基本理念を定める、1 つ、まちづくり協議会の位置づけや、市の支援等に関し必要な事項を定める、それによって「未来に向かって、市民一人一人がつながり合い、支えあう、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」のか、それによって「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していく」のか、どちらかというのが分かりづらいです。目的をもう少し明確にした方がよろしいかと思います。それとも両方を目的とするのでしょうか。

(副委員長)

目的は 1 つです。定めることはいくつかあります。しかし目的は、これらを定めることによって、 後の 1 つで、目的を 2 つ持っているわけではないです。

(C委員)

そうなると、そこをもう少しクリアにした方がいいのかと思います。

(副委員長)

それと先ほどの「地区まちづくり活動」を縮めてしまうと、用語の定義の「地区まちづくり活動」というのは、 定義が外れてきます。活動とは何かという疑義が逆に出てくる可能性があるので、もし縮めるならカッコ書き で、

「地区まちづくり活動」を以降「地区活動」とする、とか、方法はあると思います。しかし、なるべくこの文ではそういう形は取りたくないという考え方だと思います。

(H委員)

ただ、「基本理念」というのは「地区まちづくり活動の基本理念」に決まっていますよね。

(副委員長)

それが読む人によって疑義が出るから、定義が出てきます。前回もその辺の議論が出てきたと思います。規則とか条例を作るときは、文章の言葉の意味の明確化を図るという意味で、くどいようですが載せていると感じます。

(田委員)

「市の支援等に関し必要な事項」というのは、「市及び市民等の役割」とは別のものですか。

(委員長)

要するに目的というのは、何のためにこの条例が定められるのかということを言い切っているのです。その中に、だいたいのアウトラインとしてこういう内容が入ると、あらかじめ概略的に述べているということになります。ですから、これが基本的には今までのスタイルです。そうなると、ご指摘のように、条例って分かりづらいという話になります。

(H委員)

他の市を見た方がまだ分かりやすいですよ。

(C委員)

「目指していく」が入っているから分かりづらくなっているのです。ここの所がないと、「目的とする」までは、だいたい他のところと比べても分かりやすくなっています。

(H委員)

前段は入れなくてはいけないのですか。

(C委員)

尊重することは入れたいですよね。

(田委員)

では、「未来に向かって」の部分に、「主体的な」の部分を一緒にしてしまうというのはどうでしょうか。

(委員長)

どこを省けるか、という問題だと思うんですよね。

例えば、事務局の方は日常的に条例に接して、たぶんすっと頭に入ってくるだろうし、またこういう感じじゃないとすわりが悪いなと思います。ところが、市民の皆様からすると、そこのところが非常に分かりづらいという、その辺のギャップがあるとは思います。

(副委員長)

「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」というのは省いてしまってもいいと思います。

(市民部長)

「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」と、「まちづくり協議会の位置づけ や、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより」は、カットしてもつながるのかなという気がします。 いかがでしょうか。

(副委員長)

「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援に関し必要な事項を定めることにより」は残したほうがいいと思います。

(市民部長)

そこを残すとすると、「定める」が続いてしまうので、例えば「並びに」や「併せて」などの接続詞がいるのかと思います。

(G委員)

私も「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」をカットすれば相当分かりやすくなると思います。

(委員長)

「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」は無くてもいいのではないかということで、みなさんご理解いただけると思います。

「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより」の部分はどうしましょうか。

(副委員長)

後ろの方で、「まちづくり協議会の位置づけ」や「市の支援等」ということが出てきますか。

(事務局)

条例の全体の構成では、「まちづくり協議会の位置づけ」は 9 項目目に入ってくる内容ですし、「市の支援等」は 10 項目目で入ってくる内容になるのですが、こういった項目をかいつまんでまとめているのが現状の文になっています。

(田委員)

私は、この部分は入れなくても、「市及び市民等の役割」というところに入っているかと思います。「まちづくり協議会の位置づけ」というのは別かもしれませんが。

(C委員)

「協働」を入れたいのかと思いました。

(副委員長)

条例の目的の中で、「まちづくり協議会の位置づけ」や「市の支援等」については重要な意味合いを持ってくる内容ですね。無くてもいいということではなく、まちづくり協議会そのものが、条例の中身の中心になってきているのです。それがどういうものであるかということは、初の段階で述べておくことは重要なことかと感じます。

(C委員)

「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」を削ってしまって、「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより」の部分は、「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援と、市との協働によるまちづくりを推進することで、未来に向かって、市民一人一人がつながり合い、支えあう、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」ということで押さえておくというのはどうでしょうか。

(副委員長)

「定める」を 2回使わない方がよろしいかと思います。

(C委員)

そうですね。それから、「目指す」と「目的」を 2回使わない方がよろしいかと思います。

(委員長)

一度通して読んでみてください。

(事務局)

「この条例は、市民等による主体的な地区まちづくり活動を尊重し、市及び市民等の役割を明らかにするとと もに、地区まちづくり活動の基本理念を定め、まちづくり協議会の位置づけや、市の支援と、市との協働によ るまちづくりを推進することで、未来に向かって、市民一人一人がつながり合い、支えあう、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」

(委員長)

「位置づけや」の後が続かなくなってしまいますね。

(A委員)

「位置づけや」を他の言葉に変えたらどうでしょうか。

(市民部長)

「や」を取って、並列的に点でつなげたらどうでしょうか。

(委員長)

例規で使うルールがあるので、どうなるか微妙です。

盛り込むキーワードだけ絞っていただいて、それを事務局で検討していただくということで。逆に言うと、この中でカットしてもいいところを決めていただいた方がいいかもしれません。今皆さんにご了解いただいてきているのは、「まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり」の部分は無くてもいいということですよね。

(G委員)

私の意見なのですが、ここはすごく重要な部分だと思います。ここをいい加減にしておくと、今後の行く先に迷いが出る可能性があるので、ここは明確に具体的にしておいた方がよろしいかと思います。なぜかというと、できたばかりのまちづくり協議会は、まだ成熟してなく、力もみんな違います。ですから、解釈の仕方によって、あっちにもこっちにも行けるような、逃げ道を作るような条文は避けた方がいいと思います。やっていてそう感じています。こういうことによってグレーな事が出てきてしまう可能性があるので、しっかりしたものにしなければいけないような気がします。

(委員長)

今ご指摘いただいた、地区まちづくり活動ないしはまちづくり協議会というものの中身の議論は、次の用語の 定義の中で明確にするという構成になっています。ここはそのイントロの部分ですね。イントロの部分をどうい うふうに、全体のボリュームを小さくして、しかも、分かりやすい表現にできるのかというのが今の議論かと思 うのですが、そうなってくると、言葉で重複しているところはなるべくカットして、かつ意味がスッキリ通るよ うにするということが必要だと思います。

例えば、新たに入れた「未来に向かって、市民一人一人がつながり合い、支えあう、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」という部分は、やや重いかなという感じがします。条例の目的なので、ここのところが全部必要かなというのはあります。

(副委員長)

簡略にするなら、「市民一人一人がつながり合い、支えあう」は外してしまってもいいかと思います。

(委員長)

そうするとだいぶ軽くなりますね。

「まちづくり協議会の位置づけや、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより」の部分はどうしましょうか。

(事務局)

定める項目をまとめた方が分かりやすくなると思いますので、「地区まちづくり活動の基本理念、まちづくり協議会の位置づけ、市の支援等を定め、市との協働によるまちづくりを推進することで、未来に向かって、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」とまとめたらいかがかなと思います。

(委員長)

ではもう一度最初から通して読んでみてくさい。

(事務局)

「この条例は、市民等による主体的な地区まちづくり活動を尊重し、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、地区まちづくり活動の基本理念、まちづくり協議会の位置づけ、市の支援等を定め、市との協働によるまちづくりを推進することで、未来に向かって、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする」

(委員長)

いかがでしょうか。

(田委員)

ずいぶん分かりやすくなったと思います。

(委員長)

では暫定的に今の形にしまして、次回修正したものを、確認していただくということにしましょう。

・項目3:用語の定義(資料No.3)

(委員長)

では次に、項目3の「用語の定義」のところについてご説明いただきたいと思います。

(事務局) 資料の説明

(委員長)

ありがとうございました。用語の定義については、いかがでしょうか。

(I 委員)

目的のところでは、「市民等」という言葉が出てきてから、「地区」という言葉が出てくるので、用語の定義 も、その順番で書いた方がいいのかなと思います。

(委員長)

「(1) 地区」と「(2) 市民等」を入れ替えるということですね。

(H委員)

大きいものから順番に説明した方が分かりやすいかなという感じがします。まず「市民等」、次に「地区」、次に「地区まちづくり活動」、次に「まちづくり協議会」とした方が分かりやすいかと思います。

(委員長)

では[(1)地区」と[(2)市民等」を入れ替えた形にしましょうか。

(全員) 異議なし

(田委員)

「(3) 地区まちづくり活動」の部分ですが、「明るい地区を作るため」という言葉と「まちづくりを行う」という言葉が重なっているような気がします。それを一つにして、「当該地区において、地区の市民等がお互いに協力して、自主的に活力ある明るいまちづくりを行うことをいう。」ではどうでしょうか。もしくは、「明るい地区をつくるため」を残すなら、後の部分を、「自主的に活動することをいう」ではどうでしょうか?「明るい地区を作る」ことが「まちづくりをする」ことだと思いますので、「地区を作るためにまちづくりをする」というのが引っかかります。

(副委員長)

活動の目的は何だということで意見が分かれると思います。

(C委員)

家庭に置き換えてみると分かりやすいと思うのですけど、「明るい家庭を作るために、家族のみんなが、お互いに協力して、自主的にお手伝いを行うことをいう。」みたいな、「まちづくり」というのが、みんなが協力して行う活動ということに持っていくと、ここは削らない方がいいかと思います。

(副委員長)

まちづくり活動というのが、地区をどういうふうにしようという地区像を求めて、それを目的に行う活動なのか、まちづくりの活動をすることが目的なのかということで、考え方が違うと思います。

(A委員)

「明るい」というと抽象的で分かりにくいので、「人と人とのふれあいを作る」とすると、話が分かってきます。 もう一つ、「自主性」という言葉をどういう形で入れていくか。市があまり指導してしまうと、金太郎飴のようにみんな同じになってしまうかもしれませんが、ある程度の整合性を取るために必要だと思います。「自主性」という言葉の意味をしっかり把握して使っていく必要があると思います。この文章では「自主的」でいいかと思います。

(委員長)

「活力ある明るい地区を作るため」というところが、どうしても必要かどうかですよね。例えば「当該地区において、地区の市民等が、お互いに協力して、自主的なまちづくりを行うこと」が地区まちづくり活動だと言っても間違いではないですよね。それだけでは味気ないとすれば、なにか修飾語をつけていくかということだと思います。

(G委員)

「活力ある明るい」と言っても、現在が、活力がなく、真っ暗だということではないと思います。ですから、 今もあるのだけれど、より向上していくことを求めているのだろうなと、それが読み取れるようなものがあった 方がよろしいかと思います。

(F委員)

「明るい」という言葉が美しすぎます。地域が活性化していくという意味を捉えた方がいいと思います。

もう一つ、「(2) 市民等」のところですが、「者」と言うとちょっと上から押さえる感じがします。「人」とした方がいいかと思います。

(委員長)

実はこれは法令用語で、「しゃ」と読みます。一般的に使われています。

(F委員)

改善した方が良いと思います。

(委員長)

市民が関わって作るときに、従来の慣例を破っていくということは当然ありえます。一般的には「者」ですが、「人」に変えていくというのはありえるかもしれません。

(F委員)

それから、こうして意見を聞いていると、言葉が難しいなと感じます。平易な形でも条文としてできるならば、平易な形の方がよろしいかと思います。

(委員長)

なるべく平易なものにするというのが、前回での皆さんの合意点かと思います。できるかぎり平易なものにしてくということを我々が打ち出して、それを法令担当課に伝えていくということだと思います。ただ、法令担当は法令担当でスタイルを持っているので、そことのせめぎ合いですよね。こちらから出した案がそのまま通るというわけではなくて、市の他の条例と整合性を取るということをします。ただ、問題提起するという面ではいいことだと思います。

(副委員長)

「人」とした場合に、なにか弊害とかあるのでしょうか。

(委員長) 市民が作ると「者」にはならないのですが、本当にそこのところのハードルは高いと思います。我々が作るわけですから、素案はそれでいいと思います。

(副委員長)

「人」にしてみましょうか。

(委員長)

では、「居住する人、事業を営む人並びに働く人、学校に通学する人、及びこれらの人で組織する団体」としてみましょう。

「(3)地区まちづくり活動」のところの、「活力ある明るい」という部分はどうしましょうか。

(G委員)

もしこの言葉を使うのであれば、「より」を付けた方が良いと思います。

(市民部長)

2 行目の「地区の市民等が」という部分と、冒頭の「当該地区において」という部分が、重なる感があると思います。

それと、「地区まちづくり活動」を定義するのに、締めが「まちづくりを行うこと」となっていますが、言葉 を置き換えた方がいいのかなと思います。他市の例を見ると、「暮らしやすさの向上」ですとか、「活力の増進に 資する活動」などとなっています。「まちづくり」という言葉は「まちづくり活動」を定義するのに使わない方がいいのかなという気がします。

(委員長)

先ほど「自主的に活動することをいう」というご意見もありましたので、そういうことでも成り立つかもしれません。「当該地区」というのは確かにダブり感があります。カットしましょうか。

(市民部長)

「地区の市民等」の「地区」と、どちらをカットした方がいいのでしょうか。

(委員長)

では、「当該地区」を残す形で、一度通して読んでみてください。

(事務局)

「当該地区において、より活力ある明るい地区を作るため、市民等が、お互いに協力して、自主的に活動することをいう。」

(F委員)

「お互いに協力し、」の方がいいかと思います。それから、「当該地区」というのはどういうことでしょうか? 「当該」とうのは「あてはまる」というような意味ですよね。

(市民部長)

「当該地区において」をカットして、「地区の市民等が」を最初に持ってきてはどうでしょうか。

(委員長)

通して読んでみてください。

(事務局)

「地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動することをいう。」

(委員長)

どうでしょうか。

(全員) 異議なし

(G委員)

「(1) 地区」の、「おおむね」というのは何のことを言っているのでしょうか。

(事務局)

大淵地区に小学校が 2つありますので、「おおむね」としました。

(G委員)

天間地区は富士宮市が入っていますが、「おおむね」に入るということでいいのでしょうか。

(A委員)

「おおむね」と使っておけばアバウトで入るのでいいと思いますよ。

(委員長)

「(4) まちづくり協議会」についてはいかがでしょうか。

(全員) 意見なし

(委員長)ではとりあえずこれでいきましょう。

•項目4:地区まちづくり活動の基本理念(資料No.4)

(委員長)

次に項目 4の「地区まちづくり活動の基本理念」について、説明をお願いします。

(事務局) 資料の説明

(委員長)

ありがとうございました。いかがでしょう。

(I 委員)

番号が 2 から振られていますが、こういうものなのですね。違和感があります。

(委員長)

これが法令の形式ですね。

(I 委員)

括弧書きにすると、1番からになるのですね。

(委員長)

「当該各号に定めるところによる」とすれば、(1)、(2)、(3) とも書けるのですが、ここはあえて力強く 1 つずつ言っています。

(副委員長)

1項では、活動については「自発的かつ主体的な取組」となっていて、3項では「協働して行われる」となっていて、違和感があります。全て協働でやるという風にも読めます。

(事務局)

こちらを作らせていただいたのは、地区まちづくり活動はこの 1 つ 1 つの項に集約されるものではなく、こういった考え方で行われるものということで、皆さんの意見を尊重させていただきながら、1 点目として、自主性を尊重すべきであろうということ、2 点目として、誰もが拒否されることなくまちづくりに参画できるということ、3 点目として、市とまちづくり協議会は対等な関係で進めていくものであるということ、この 3 本柱として捉えまして、条文とさせていただきました。

(委員長)

3 項では、市民等と市との関係性はどうなのかということを謳っていて、それが対等なパートナーシップで進められるべきだと言っているわけです。今のご意見は、1 項で、そもそもまちづくり活動は、市民等の自発的かつ自主的な取組がベースになっているという話で進んできていますが、3 項では市が入ってきて、必ず協働しな

ければいけないかという話になってしまうわけですね。「協働」という言葉を使わないで、「お互いの役割を理解 して行われるものとする」だけでもいいのかもしれませんね。

(副委員長)

他の市でもまったく同じ表現をしているところがありますね。

(市民部長)

1つ、みなさんの意見を確認したいのですが、これは全て「行われるものとする」と受身的に言っているので すが、力強く「行うものとする」という言い方もできます。その辺の感覚がどうなのかなと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。受け止め方、響き方ですね。「行われるものとする」と「行うものとする」ですね。

(F委員)

「行われるものとする」の方がやわらかいと思います。地区の方としては受け入れやすさがあります。 それから「協働」ですが、協働するといってもなかなか難しいと思います。

(田委員)

宗像市は、語尾をすべて「推進する」としています。「推進する」というのもいいかと思います。

(委員長)

例えば、「地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって推進する」ということですね。

(H委員)

そうですね。「ものとする」というのがまどろっこしい気がします。

(委員長)

では、2項はどんな感じになるでしょうかね。

(日委員)

宗像市では、「権利を有するものとして推進する」となっています。

(I 委員)

「有し」という言い方はあまり使い慣れていないので、分かるのかなという感じがします。

(委員長)

「持っている」という意味ですね。宗像市の場合は、その活動に参画する権利を「持っている」ものとして推進する、と書いてあるわけですね。

(田委員)

2 項目のところですが、「市民等が等しく」の部分に、「市民等が性別や年齢に関わらず等しく」とあえて入れるのはどうでしょうか。宗像市では、「満 20 歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして」とか、それを入れることによって、若い人を積極的に入れようとしているのだなとか、男性優位ではなく、女性もどんどん参画してくださいということを入れたらどうかと思います。

(F委員)

「世代にとらわれず」はどうでしょうか。

(副委員長)

ただ、「市民等」に全て入っていますよね。

(H委員)

あえて入れることで、今までと変えていく姿勢を示す、というのは良いかと思います。

(副委員長)

「満 20 歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有する」、この考え方はどうも良く分からないなと私は思います。

(F委員)

これを作った人達も、どういう風な文章にしていいかということで、ここに着地したんでしょうね。

(副委員長)

「市民等が等しくまちづくりの担い手として」ですので、この中には中学生も高校生もお年寄りも入っている という意味合いですので、噛み砕いて個別に頭出しする必要があるのかなと思います。

(C委員)

あえて入れてしまうと、もれたところをどうするのかということでつつかれやすくなってしまうと思います。 (H委員)

「等」と入れたらどうでしょうか。「性別、年齢等」。本当は出身地や外国人なども入れたいですが、「等」と したらどうでしょうか。

(副委員長)

年代層や男女などのことは、それぞれのまちづくりの活動の中で考えて推進していくということでいいと思います。

(委員長)

逐条解説の中にそういう意味合いのことを入れておけば、今のご意見も反映できると思います。逐条解説がないと、人によって読み方が変わってきてしまうということもあります。ガイドライン的に逐条解説を作っておけば、「この読み方はこういうことだ」ということがずっとつながっていくと思います。条例の文言の中には、事細かく書けないですね。それを補うものとして逐条解説があるわけで、逐条解説は条例の解釈として、成文化された非常に重要なものだと思います。ですから条例と逐条解説は併せて一体のものとして扱ってもらうということが必要ではないかと思います。

(日委員)

逐条解説に載せていただくとすれば、性別、年齢、障害のあるなし、外国人も含めてというところで、市民等 と考えていただきたいなと思います。

(委員長)

「市民等」の定義のところにも関わってきますね。「市内において居住する人」と書いてありますが、その「人」というのは、まさに今おっしゃったような人なのだということを謳っておく必要があります。ではそういう形で逐条解説を作っていくということにしましょう。

全体としては、「推進する」の方がいいですか。

(全員) 異議なし

(委員長)

では「推進する」という形に改めて、もう一度読んでいただけますか。

(事務局)

第 1 項「地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって推する。」

第 2 項「地区まちづくり活動は、市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有するものとして推進する。」

第 3 項「地区まちづくり活動は、市民等と市が対等な関係で、それぞれの活動を尊重するとともに、お互い の役割を理解して推進する。」

(委員長)

「推進する」とすると、地区まちづくり活動は主体的に進めていくのだよ、というニュアンスが入ってきますね。 時間が来ましたので、今日はここまでにしたいと思います。

5 その他、連絡事項(事務局から連絡)

6 閉会